

防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託特記仕様書

1 業務概要

(1) 名称

防府市新庁舎建設基本・実施設計業務委託

(2) 目的

防府市新庁舎の建設に係る、基本・実施設計業務。

(3) 対象施設概要

① 施設名称

防府市新庁舎

② 場所

防府市寿町7番1号他

③ 敷地面積

約30,200㎡

④ 用途種類

庁舎（平成21年国土交通省告示第15号別添二類型四第2類）

⑤ 規模・構造

ア 延床面積

約19,900㎡

うち、庁舎スペース 約16,400㎡

(山口県防府総合庁舎機能の約2,500㎡は含んでいない。)

文化センター 約2,000㎡

(市民利用スペース500㎡含む)

福祉センター 約1,500㎡

イ 構造・階数等

基本設計業務において協議する。

ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第135号、国営設第135号）」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

a. 構造体 I類

- b. 建築非構造部材 A類
- c. 建築設備 甲類

⑥ 概算事業費

約110億円（消費税及び地方消費税額を含む）：税率10%。

※設計費、解体費、外構整備費等を含む。

※文化福社会館機能の複合化に係る費用を含む。

※山口県防府総合庁舎機能の移転に係る費用は今後設計の中で明らかにしていくため、ここには含まれていない。

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

(5) 中間報告の時期

市民及び議会へ進捗状況の周知を図るため、中間報告を行うこと。概ね下記の時期を想定しているが、詳しくは契約後の協議により決定する。

- ・基本設計段階における概算事業費等 令和元年11月
- ・基本設計完了時の設計概要等 令和2年3月
- ・実施設計段階における概算事業費等 令和2年11月
- ・その他監督職員が必要とするもの 別途指示

2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（最新版）」による。

(1) 設計と条件の資料

- ① 防府市庁舎建設基本構想・基本計画
- ② 現庁舎敷地建築計画資料

(2) 設計内容及び範囲

① 一般業務

ア 基本設計

- ・建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・電気設備基本設計に関する標準業務
- ・機械設備（昇降機設備を含む）基本設計に関する標準業務

※標準業務には、駐車場、駐輪場、外構の整備を含む。

イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
 - ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
 - ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
 - ・ 機械設備（昇降機設備を含む）実施設計に関する標準業務
- ※設計意図の伝達業務は、標準業務に含まない。
※標準業務には、駐車場、駐輪場、外構の整備を含む。

② 追加業務

ア 積算業務（積算数量算出表の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料の作成）

- ・ 建築積算（外構を含む）
- ・ 電気設備積算
- ・ 機械設備積算

イ 透視図作成

- ・ 鳥瞰、外観、内観（基本設計、実施設計ともA2判、各3面）
- ・ アルミ枠、電子データ付

ウ 展示用模型製作

- ・ 縮尺：1／200程度
- ・ 材質：提案による。
- ・ 写真撮影データ、ケース（アクリル製）付

エ 各種計画・申請・届出手続き等業務（手数料納付は含まず）

- ・ 都市計画法に基づく開発行為に関わる申請等業務
- ・ 建築確認申請等業務
- ・ 大臣認定等に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

オ 市民意見の聴取、集約のための市民ワークショップ等の実施

- ・ 企画、資料作成、当日の運営（基本設計：3回程度）
- ・ 意見集約、公表用資料作成

カ 3次元情報モデル構築による意匠、環境、構造、設備、コスト計画の検討及び公表用、維持管理業務用データの作成

- ・ 打ち合わせや説明会等で、周辺環境との関連を踏まえた検討、説明に用いることができるもの

- ・市民向けに、ホームページ等で容易に公開でき、汎用ソフト等で視聴可能な形式の動画データの作成

キ 各種調査業務

- ・埋設物調査
- ・既存建物設備調査
- ・地盤調査
- ・出入口等検討のための交通量調査

ク 解体実施設計業務

- ・建築物（設備込）、工作物解体図面作成
 - ・解体工事積算業務
 - a 1号館：延床面積約5,140㎡、RC造4階建て
 - b 2号館：延床面積約680㎡、RC造3階建て
 - c 3号館：延床面積約1,690㎡、RC造4階建て
 - d 4号館：延床面積約3,640㎡、RC造4階建て
 - e 5号館：延床面積約1,130㎡、RC造2階建て
 - f 5号館別館：延床面積約700㎡、S造2階建て
 - g その他敷地内建築物及び工作物
- ※特別管理産業廃棄物等の有害物質の有無、成分分析調査を行うこと。

ケ 山口県防府総合庁舎機能の市庁舎への移転に伴う検討、設計業務

- ・共用・専用区分、セキュリティライン等に関する検討資料作成。
- ・県総合庁舎機能のうち約500㎡（健康福祉センターを想定）は庁舎1階へ配置、その他の執務スペースについては市の土木都市建設部、産業振興部等と隣接するフロアに配置する。

コ 文化福社会館機能の市庁舎への複合化に伴う検討、設計業務

- ・配置、セキュリティライン等に関する検討資料作成。
- ・文化センター機能については、市民と共用できる会議室や多目的室を想定している。これらについては、土日祝日、夜間等の市役所が閉庁している間にも利用が可能となるよう検討すること。
- ・福祉センター機能については、市庁舎とは別棟とし、倉庫や会議室、相談室等を備えることを想定。

サ 将来、議会フロアへ転用可能なスペースの検討、設計業務

- ・現在の議会棟（昭和57年竣工。RC造4階建て。約2,970㎡）を継続使用するに当たり、将来議会フロアに改修、転用可能なスペース（約1,600㎡を想定）を庁舎内にあらかじめ計画することを想定。なお、その部分は当初の約20年間は議会以外の用途で使用する。

シ 駐車場（来庁者、公用車）の検討、設計業務

- ・建設の各段階において、来庁者及び公用車の駐車場を確保する手法を検討。
- ・最終的に、山口県防府総合庁舎（約100台）及び文化センター、福祉センター（約70台）を含む駐車台数の検討が必要であるため、立体駐車場を視野に入れた検討を行う。

※ケ～シの詳細については、基本設計の中で協議する。

（3）業務の実施

① 一般事項

- ・基本・実施設計業務は、提示する設計と条件、基本計画等及び適用基準に基づいて行う。
- ・積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用図書に基づいて行う。

② 適用基準等

- ・適用基準等は、次のそれぞれの最新版によるものとする。
- ・特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準

- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・建築物のライフサイクルコスト評価用データ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会）
- ・新・LC設計の考え方（同上）
- ・建築のライフサイクルと維持保全（同上）
- ・特殊建築物等定期点検業務基準（（一財）日本建築防災協会）
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・建築CAD図面作成要領（案）
- ・官庁営繕事業におけるBIMモデル作成及び利用に関するガイドライン
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・エネルギー消費性能基準
- ・山口県福祉のまちづくり条例

イ 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・建築工事標準詳細図
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・標準案内図用記号ガイドライン
- ・既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引
- ・食品ごみ処理設備設計計画指針

オ 設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

（４）成果物

- ・成果物の提出場所（防府市土木都市建設部建築課）
提出は、印刷物のほか可能な範囲で電子データとし、CD-R等で提出のこと。（データ形式は、協議による。）
- ・成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- ・業務実績情報の登録について
請負金額500万円以上の業務については、業務完了後10日（ただ

し、土、日曜及び祝日等は除く)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。

①基本設計

内容	適用(部数、サイズ、縮尺、製本形態等)
<p>【建築(総合)】 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表、求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩計図(主要部) 日影図 防災計画 セキュリティ計画 省エネルギー計画、環境配慮計画 サイン基本計画、ユニバーサルデザイン計画 工事費概算書</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【建築(構造)】 構造計画説明書 構造設計概要書 工事費概算書</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【電気設備】 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>

工事費概算書	
【機械設備】 機械設備計画説明 機械設備設計概要書 昇降機設備設計概要書 工事費概算書	監督職員と協議の上決定すること。
【その他】 概略工事工程表 工事費概算書 関係法令チェックリスト 透視図 模型（スタディ用） LCC計算書 協議簿、各種会議録 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上決定すること。

②実施設計

内容	適用（部数、サイズ、縮尺、製本形態等）
【建築（総合）】 建築物概要書 特記仕様書 仕上表 面積表、求積図 敷地案内図、配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 各伏図（各階）	監督職員と協議の上決定すること。

<p>平面詳細図、実施レイアウト図面 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図（附帯施設を含む） 総合仮設計画図 造作家具図 サイン詳細図 その他工事に必要な図書等</p>	
<p>【建築（構造）】 特記仕様書 杭伏図、基礎伏図 基礎配筋図 構造伏図 屋根伏図 軸組図 部材断面リスト 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図 その他工事に必要な図書等</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【電気設備】 特記仕様書 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 非常電源設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>

<p>情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 引込開閉器結線図 仮設計画図 各種系統図 敷地案内図、配置図 その他工事に必要な図書等</p>	
<p>【機械設備】 特記仕様書 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 機器表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図 中水設備図 柵リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>

ガス設備図 昇降機設備図 仮設計画図 各種系統図 敷地案内図、配置図 その他監督職員が必要と認めるもの	
【資料】 各種技術資料 協議簿、各種会議録 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上決定すること。

③追加業務

内容	適用（部数、サイズ、縮尺、製本形態等）
【積算】 建築工事積算書 建築工事設計内訳書 積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 電気設備工事積算書 電気設備工事設計内訳書 積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 機械設備工事積算書 機械設備工事設計内訳書 積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上決定すること。

<p>【透視図】 透視図</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【模型】 模型</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【各種申請・届出手続き】 省エネルギー関係計算書 開発行為に関わる申請書類 計画通知（確認済証） 性能評価書、大臣認定書 その他監督職員が必要と認めるもの</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【市民意見の聴取】 市民意見聴取分析に関する報告書 その他監督職員が必要と認めるもの</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【3次元情報モデル】 3次元情報モデルデータ システムソフトウェア 映像データ マニュアル その他監督職員が必要と認めるもの</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p>【解体】 特記仕様書 配置図 撤去対象物意匠図 撤去対象物構造図 撤去対象物設備図 外構撤去図 土留め計画図 敷地整備図 特別管理産業廃棄物等分析報告書 特別管理産業廃棄物等撤去図 仮設計画図 その他監督職員が必要と認めるもの</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>

<p>【その他】</p> <p>コスト縮減検討報告</p> <p>リサイクル計画書</p> <p>LCC計算書</p> <p>防災計画書</p> <p>概略工事工程表</p> <p>中高層建築物の届出書</p> <p>防府市景観条例</p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
---	-------------------------